農地中間管理事業（特例事業：農地売買等事業）の手数料と添付書類

※このファイルはあくまでも手数料の目安としてご利用ください。
※農地売買等事業をご検討の際は、別紙「農地中間管理事業（特例事業：農地売買等事業）のながれ」もご覧ください。

売り手　（　　）	買い手　（　　）

【農地中間管理事業（農地売買支援事業）の手続きの流れ】

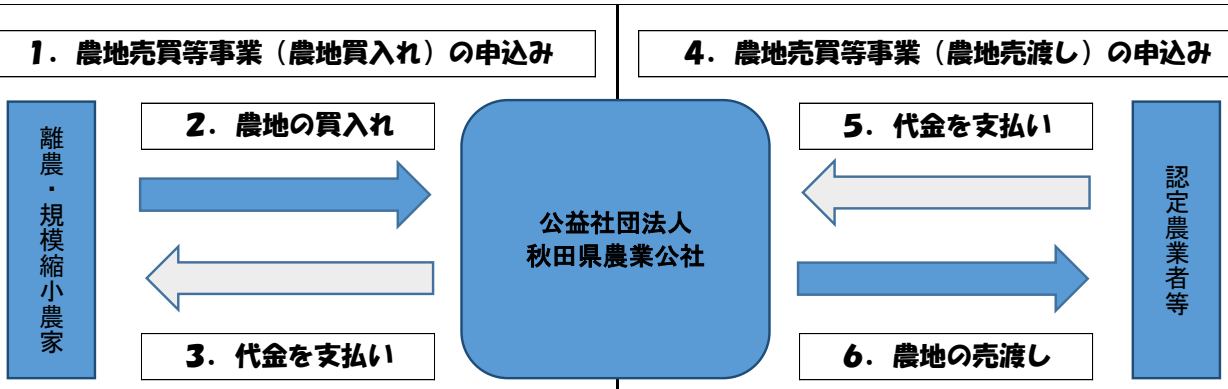

【解説】

・手数料が必要です。（代金の1%＋15,000円）
（売買代金より差し引かれます）
・売買代金は800万円の特別控除があります。
・代金は農業公社の登記取得後に支払われます。
（確定申告が必要な年の2月上旬に
控除証明書が送付されます。）

【解説】

・手数料が必要です。（代金の1%＋15,000円）
（売買代金に上乗せして請求されます。）
・不動産取得税と登録免許税が軽減されます。
・所有権移転登記は農業公社が行います。
（代金支払後に登記名義の変更が行われます。）

【代金計算】

売買代金		（合意した売買価格）※右と同じ
手数料	15,000円	（ 固定手数料）
手数料		（ 売買代金１%）
受け取る金額	−15,000円	

【代金計算】

売買代金		（合意した売買価格）※左と同じ
手数料	15,000円	（ 固定手数料）
手数料		（ 売買代金１%）
支払う金額	15,000円	

【売り手が準備するもの】

・印鑑登録された実印
・印鑑登録証明書
・入金先口座
（通帳の口座番号が書いているところのコピー）

※申請書作成で必要のため金額と一緒にお伝えください

【買い手が準備するもの】

・印鑑登録された実印
・印鑑登録証明書

・申請書は農業委員会で作成しますので、売買の合意ができましたら窓口へ来てください。
・申請書ができましたら内容の確認と申請を行いますので、買い手と売り手の両名で添付書類等を持参し、窓口へ来てください。